

堺市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

令和6年6月19日

条例第29号

堺市土砂埋立て等の規制に関する条例（令和2年条例第48号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたこの条例による廃止前の堺市土砂埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第13条第1項の規定による許可の申請又は旧条例第15条第2項の規定による変更許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は変更許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は変更許可の処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第9条の許可を受けている者又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の許可を受ける者に関する旧条例第11条第3項、第14条第1項、第15条第5項、第16条から第23条まで、第24条（休止に係る部分を除く。）、第25条、第26条第1項及び第3項から第5項まで、第27条、第28条、第30条、第31条並びに第35条から第38条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（施行日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第26条第1項若しくは第3項から第5項まで又は第27条第1項の規定による命令を受けた者にあつては当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間、施行日以後に当該許可に係る土砂埋立て等を2月以上休止する者にあつては当該休止をする日から起算して2月を経過する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか早い日までの間）は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第29条第1項の規定による届出（旧条例第2条第1

項に規定する土砂埋立て等のうち、これを行う土地の区域の外への搬出を目的として行われるものに係る届出を除く。)をしている者に関する旧条例第29条第4項において読み替えて準用する旧条例第15条第5項、第16条(第2項を除く。)、第18条第1項、第19条、第21条第3項及び第4項、第22条、第24条第1項(休止に係る部分を除く。)、第26条第1項及び第5項、第28条、第30条並びに第31条並びに旧条例第35条から第37条までの規定の適用については、当該届出に係る土砂埋立て等の期間(以下「届出期間」という。)が満了する日までの間(施行日から届出期間が満了する日までに旧条例第29条第4項において読み替えて準用する旧条例第26条第1項又は第5項の規定による命令を受けた者にあつては当該命令に係る事由が消滅する日又は届出期間が満了する日のいずれか遅い日までの間、施行日以後に当該届出に係る土砂埋立て等を2月以上休止する者にあつては当該休止をする日から起算して2月を経過する日又は届出期間が満了する日のいずれか早い日までの間)は、なお従前の例による。

- 5 この条例の施行前に旧条例第26条(同条第1項、第2項及び第5項を旧条例第29条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令を受けた者に係る旧条例第14条第1項第5号及び第6号、第21条第3項及び第4項(これらの規定を旧条例第29条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)、第35条第1項並びに第36条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前にした行為及び前3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。